

京都市告示第116号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年4月10日

京都市長 松井孝治

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
上賀茂経143号線	北区上賀茂中山町45番地の2地先から 同町52番地の6地先まで	旧	メートル 14.90	メートル 4.85 ~ 6.00
		新	113.70	4.12 ~ 12.75

(建設局土木管理部道路明示課)